

小城市告示第 166 号

小城市施設園芸燃油等価格高騰対策支援給付金実施要綱

（目的）

第 1 条 この告示は、原油価格や物価の高騰による影響を受けている市内に事業所を有し、暖房設備を利用したハウス園芸を経営する法人（以下「市内法人」という。）及び市内に住所を有し、暖房設備を利用したハウス園芸を経営する個人事業者（以下「市内個人」という。）の事業継続を支援するため、予算の範囲内において小城市施設園芸燃油等価格高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を給付することについて、必要な事項を定める。

（給付金の対象経費及び給付率）

第 2 条 給付金の対象経費及び給付率は、別表のとおりとする。

（支給要件）

第 3 条 給付金の支給要件は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- （１） 暖房設備を利用したハウス園芸を経営する市内法人又は市内個人
- （２） 令和 6 年分の確定申告を行っていること
- （３） ハウス園芸経営を継続する意思があること
- （４） 暴力団等に関与していないこと

（給付申請）

第 4 条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、施設園芸燃油等価格高騰対策支援給付申請書（別記様式）を市長へ提出するものとする。

2 前項の申請書の提出期限は、令和 7 年 12 月 26 日までとし、その提出部数は 1 部とする。

（給付決定及び給付）

第 5 条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査の上、給付を決定し、当該申請者に対し給付金を

給付する。ただし、内容に疑義がある場合には、同申請者に対し必要な資料又は説明を求めるものとする。

（給付金の支払）

第6条 給付金の支払は口座振り込みによるものとする。

（給付決定の取消し）

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の給付決定を受けた者があった場合は、当該給付決定を取り消すことができる。

（給付金の返還）

第8条 前条の場合において、市長は、既に給付金が給付されているときは、給付金の返還を命ずることができる。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年10月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。

別表（第 2 条関係）

給付対象経費	給付率
令和 6 年分確定申告で申告した動力光熱費	給付対象経費の 10 分の 10 以内。 （千円未満切捨て） ただし、給付限度額は 100,000 円を限度とする。

年 月 日

申請者 住所
氏名
連絡先

小城市施設園芸燃油等価格高騰対策支援給付金実施要綱第４条の規定に基づき、
下記の確認・誓約事項に同意の上、関係書類を添えて申請します。

1 給付申請額等 ※該当する□にレ点等を記入

確認・誓約事項	☐ ハウス園芸の経営を継続する意思がある。 ☐ 小城市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等に関与していない。 ☐ 申請内容に偽りその他不正等があった場合は、給付金の返還に同意する。
給付対象経費及び 給付申請額 ※給付率は10/10 以内です。	☐ 令和6年分確定申告で申告した動力光熱費 金額（円） 円 給付金額（上限100,000円） 円

金融機関名	銀行・農協・組合 ・金庫・信漁連		支店・支所 ・出張所	
預金口座	1. 普通	2. 当座	口座番号	
口座名義	フリガナ			
	名称			

- (1) 令和6年分確定申告書の収支内訳書（白色申告の場合）又は青色申告決算書（青色申告の場合）の写し
- (2) 振込先の通帳の写し（口座情報等が記載されているページ）
- (3) 暖房設備が利用されていることがわかる書類（写真等）
- (4) その他、市長が必要と認める書類

＜市記入欄＞ 以下のとおり交付決定します。 交付決定額： _____ 円	確認者 ㊞
---	---

